

# まじめに働く者が むくわれる社会へ

## 登録型派遣は禁止に

1、「雇用契約は「直接雇用」を原則とすること。派遣労働は、臨時的・一時的な業務、専門性の高い業務に限定し、派遣先の正社員との均等待遇を義務付けること。登録型派遣は禁止すること。

## 雇用契約は、「期間の定めのない」契約に

2、「期間の定めのない契約」を雇用の原則とすること。有期雇用契約は短期間・一時的な業務に限ること。

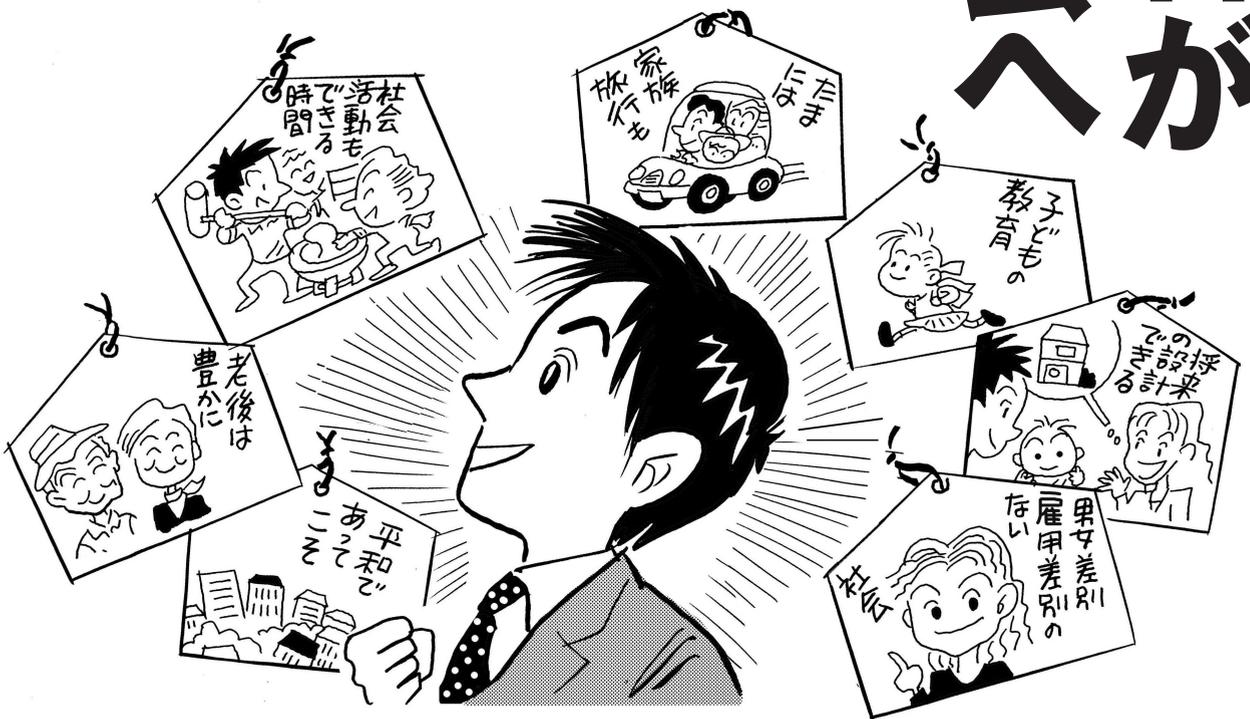
## 最低賃金は時間給1000円以上に

3、最低賃金を全国どこでも時間額1000円以上とする。

## タダ働き、長時間労働をなくせ

4、残業代の割増率を5割に上げ、有給休暇の100%取得を使用者に義務付けること。

均等待遇実現で安心して働ける日本に



**全労連**

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620

<http://www.zenroren.gr.jp>

**労働相談**



フリーダイヤル **0120-378-060**

秘密厳守  
相談無料